

総領事館からのお知らせ

(道路交通法改正によりスピードカメラ妨害に伴う罰則について)

平成29年12月13日

在パース日本総領事館

今般、西豪州の道路交通法が改正され、スピードカメラの作動を妨害するような機器を車に設置することに厳しい罰則（1,200ドルの罰金と減点7（祝日の週末は14））が科せられることとなりましたのでご注意ください。

現在、警察はスピードカメラのレーザ光線で自動車の速度を計測していますが、最近では、スピードカメラの作動を妨害するような機器が市販されています。この機器はスピードカメラと同じ周波数のレーザ光線を出力するので、スピードカメラの出力はエラーになってしまい、自動車の速度を計測できなくなります。

道路交通法の改正により、上記機器を自動車に設置する人（もしくは、スピードカメラの作動を妨害するような物理的な装置を自動車に付ける人）に1,200ドルの罰金と減点7ポイント（祝日の週末は14ポイント）が科されることとなりました。大型自動車の場合は、罰金が1,500ドルになります（減点は普通自動車と同様）。

(了)